

令和元年 第8回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年5月9日（木）

場 所：八千代市役所第2別館1階第1会議室

八千代市選挙管理委員会

令和元年 第8回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後1時30分	
2 開催場所	八千代市役所第2別館1階第1会議室	
3 出席委員	委員長 周 郷 文 雄	委員長職務代理者 江 口 修
	委員 廣 川 実	
4 出席書記	局長 江 波 戸 勝	次 長 岡 本 浩
	主 査 佐 藤 靖 則	
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 定時登録の登録日を変更することについて</p> <p>第2号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不在者投票管理者を置く病院等の指定について 	
6 閉会時刻	午後1時48分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は3名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日招集されました令和元年第8回八千代市選挙管理委員会は成立しました。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。</p>
周郷委員長	<p>議案第1号「定時登録の登録日を変更することについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「定時登録の登録日を変更することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、本年中の選挙人名簿の登録日を、次のとおり変更する。</p> <p>令和元年5月9日提出</p> <p>八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録では、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有するものを、同日に登録しなければならないとされているところですが、同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、直後の休日以外の日に定めることができるとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり本年中の登録日を定めるものです。</p> <p>なお、本件は、当該定時登録の都度に告示することになります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
周郷委員長	<p>都度、議案として審議せずに、公職選挙法執行規程に規定する等の対応も可能ではないか。</p>
書 記	<p>今後、検討して参ります。</p>
周郷委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第1号「定時登録の登録日を変更することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。 令和元年5月9日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	公職選挙法第30条の4の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格は、年齢満18年以上の日本国民で、領事官の管轄する区域内に引き続き3か月以上住所を有するものとされております。 つきましては、申請者の被登録資格について調査し、本籍地の市町村に確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり1名の方を登録するものです。 なお、平成31年第7回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、この登録する者1名を加えた登録者数は、男92名、女93名、計185名となります。 これより、登録申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項「不在者投票管理者を置く病院等の指定について」事務局より説明願います。

発言者	発 言 要 旨
書 記	<p>都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・その他指定施設に入院中又は入所中の者は、不在者投票管理者となる病院長又は施設長の管理の下で、その病院内又は施設内において投票することができることとされております。</p> <p>この度、「特別養護老人ホーム むらかみの郷」より、新たに指定施設となることについての願い出がございましたので、4月25日付で千葉県選挙管理委員会に対して指定の申し出を行っております。</p> <p>今後におきましては、6月中旬までに県選管職員による現地調査が行われた後、県選挙管理委員会に諮られ、指定の際には告示される予定となっております。</p> <p>なお、現在、本市において指定されております施設は、病院が10施設、老人ホームが15施設となっております。以上、ご報告させていただきます。</p>
周郷委員長	質疑ございませんか。
廣川委員	あくまでも、施設側からの願い出が前提であるという理解で良いか。
書 記	その通りになります。
周郷委員長	県選管職員による現地調査の際に、市職員は同行するのか。
書 記	その予定になっております。
周郷委員長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	これもちまして、令和元年第8回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。